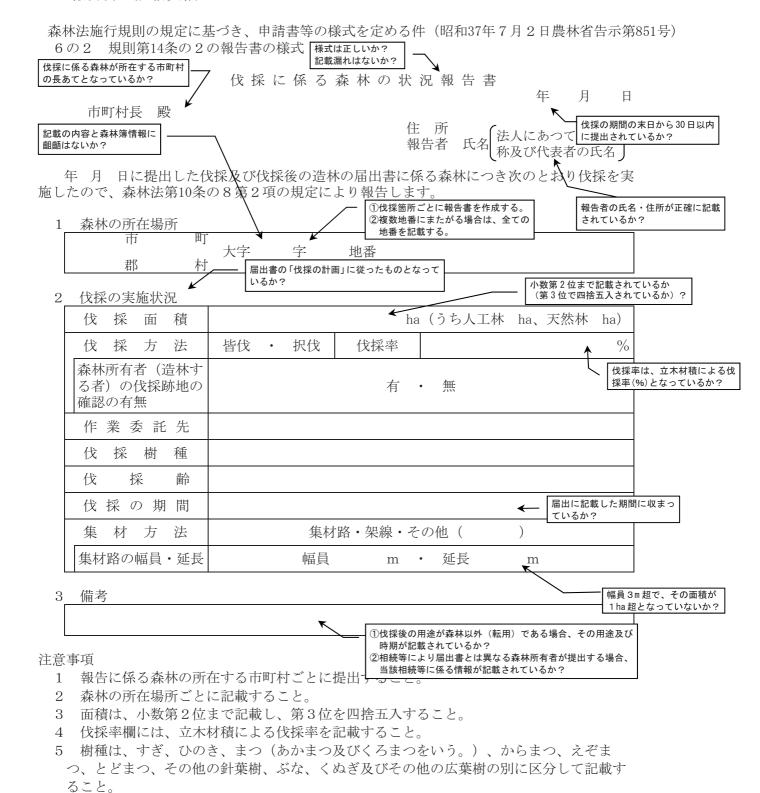
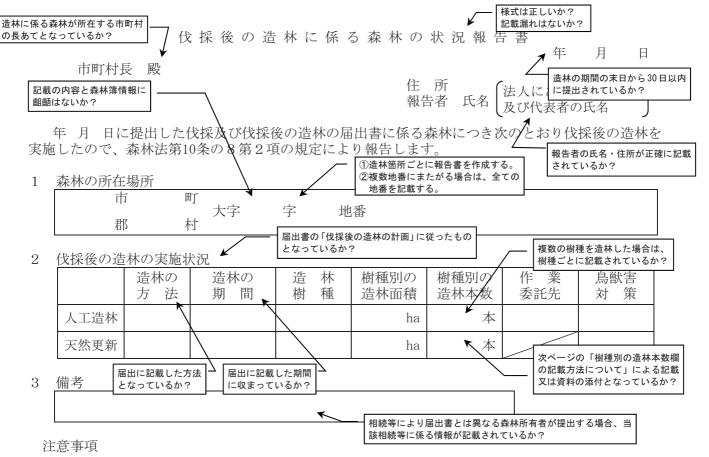
## 5 報告書の記載要領



6 伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多い ものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○ ~○)」のように記載すること。



- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 3 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による 場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 4 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまっ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 5 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 6 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林 面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 7 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
- 8 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

#### 樹種別の造林本数欄の記載方法について

- ・ 原則として、都道府県毎の<u>天然更新完了基準に定められた更新調査(標準地調査)の結果を元</u> に造林本数欄に更新本数を記載する。
- ただし、調査せずとも天然更新完了基準を明らかに満たしていると判断できる場合(例えば、 小面積の伐採等)には、<u>造林地の写真その他の更新状況のわかる資料</u>\*を添付することにより、 「別添のとおり」と記載することができる。
- ※ 更新樹種の稚樹の生存、生長を阻害するササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物の草丈を超える更新樹種の稚樹が多数成立するなど、明らかに更新の判断基準を満たしている場合には、写真や目視によるチェックリストなど更新状況のわかる資料を添付

#### (資料の例)

- ・ 写真の場合:造林地の全体の遠景写真、更新樹種の生育状況(高さや成立本数)がわかる近景 写真(代表的な更新樹種がわかる近接写真を含む。ha 当たり〇箇所)
- チェックリストの場合:以下のチェック項目を目視により確認。
  - ☑ 更新樹種の稚樹の樹高が周囲の競合植物の草丈を十分上回っている。
  - ☑ 更新樹種の稚樹の本数が半径○mの円内に○本以上生育している。
  - ☑ 伐採跡地が全体的に更新されている。

### 6 報告書の記載例

## ① 伐採方法が皆伐の場合の伐採に係る森林の状況報告

伐採に係る森林の状況報告書

		伐採に係る	森林の状	沈 報 行		年12月20日	
	○○市長 殿		住 所	:	〇〇市〇一町	伐採の期間の末日から	
			報告者			日以内であり、適正。	,
	和4年9月1日に提出					:のとおり伐	
採を	実施したので、森林法	第10条の8第2頃の	規定により報	告します	-	がる場合は、該	
1	森林の所在場所				当する全ての地		
	〇〇市 △△町	大字〇〇 字△△	△ 地番1234-1	番地、1	234-2番地		
2	伐採の実施状況	全ての地	番の合計面積を記載す	する。			
	2 100 大胆状况						
	伐 採 方 法	皆伐 · 択伐	伐採率	100%			
	森林所有者(造林する者)の伐採跡地の 確認の有無		有	• 無			
	作業委託先	(有) ○○林業					
	伐 採 樹 種	スギ					
	伐 採 齢	50					
	伐採の期間	令和4年11月15日~	~令和4年12月	10日			
	集材方法	身	材路・架線・	その他	( )		
	集材路の幅員・延長	幅	員 3 m ·	延長	5 0 0 m		
3	備考						

#### 注意事項

- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 3 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 4 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 5 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 6 伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多い ものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○ ~○)」のように記載すること。

## ② 伐採方法が択伐の場合の伐採に係る森林の状況報告

伐採に係る森林の状況報告書

令和4年12月15日

○○市長 殿

住 所 〇〇市〇町 報告者 氏名 森林 太郎

伐採の期間の末日から 30 日以内であり、適正。

令和4年9月15日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐 採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

<b>不</b> る	- 大心 しにりて、林州仏先	わ10米の0分と気の外足により取口しより。
1	森林の所在場所	複数地番にまたがる場合は、該 当する全ての地番を記載する。
	〇〇市 △△町	大字○○ 字△△ 地番1234-1番地、1234-2番地
2	伐採の実施状況	全ての地番の合計面積を記載する。
	伐 採 面 積	2.00ha(うち人工林0.00ha、天然林2.00ha)
	伐採方法	皆伐 · 択伐
	森林所有者(造林す る者)の伐採跡地の 確認の有無	有・ 無
	作業委託先(	○○森林組合
	伐採樹種 -	その他広葉樹
	伐 採 齢 5	50
	伐採の期間	令和4年10月1日~令和4年11月31日
	集材方法	集材路・架線・その他( )

3 備考

### 注意事項

- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。

集材路の幅員・延長

- 3 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 4 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 5 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。

幅員

3 m

延長

400m

6 伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多い ものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○ ~○)」のように記載すること。

## ③ 伐採後に森林以外の用途に供されることとなる場合の伐採に係る森林の状況報告

伐採に係る森林の状況報告書

令和5年4月20日

○○市長 殿

住 所 〇〇市〇町 報告者 氏名 森林 太郎

伐採の期間の末日から 30 日以内であり、適正。

令和5年2月1日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐 採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1	森材	の別	f在t	場所
_		* * > 1 /	1 14	<i>///</i> /////

○○市 △△町 大字○○ 字△△ 地番1234-1番地

2 伐採の実施状況

伐採面積が 1ha 以下であり、適正。

レインド・・ フてカ西・アイレロ						
伐 採 面 積	0.50ha(うち人工林0.50ha、天然林0.00ha)					
伐 採 方 法	(皆伐) ・ 択伐   伐採率   100%					
森林所有者(造林する者)の伐採跡地の 確認の有無	有・無					
作業委託先	(有) □□林業					
伐 採 樹 種	ヒノキ					
伐 採 齢	50					
伐採の期間	令和5年3月12日~令和5年3月30日					
集材方法	集材路・架線・その他 ( )					
集材路の幅員・延長	幅員 3m ・ 延長 100m					

3 備考

伐採後に宅地造成を予定(転用予定時期:令和6年2月)

注意事項

伐採後の用途が森林以外 (転用) である場合、そ の用途及び時期を記載する。

- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 3 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 4 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 5 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞま つ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載す ること。
- 6 伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多い ものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○ ~○)」のように記載すること。

## ④ 造林方法が人工造林の場合の造林に係る森林の状況報告

伐採後の造林に係る森林の状況報告書

造林の期間の末日から 30 日以内であり、適正。

令和5年5月31日

○○市長 殿

住 所 ○○市○○町1-2-4 報告者 氏名 森林 次郎 <del><</del>

令和4年10月1日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

複数地番にまたがる場合は、該当する 全ての地番を記載する。

○○市 △△町 大字○○ 字△△ 地番1234-1番地、1234-2番地

2 伐採後の造林の実施状況

	造林の 方 法	造林の 期 間	造 樹 種	樹種別の 造林面積	樹種別の 造林本数	作 業 委託先	鳥獣害 対策
	1.15.15	令和5年 4月1日	スギ	1. 00ha	2,500本		幼齢木保護
人工造林	植栽	~ 令和5年 5月18日	ヒノキ	1. 00ha	2,500本	(有)○○林業	具の設置
天然更新	_	_	_	_	_		_

3 備考

令和5年3月1日に森林太郎から相続(共有者:森林三郎ほか2名)

#### 注意事項

相続等により届出書とは異なる森林所有者が提出する場合、当該相続等に係る情報を記載する。

- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 3 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による 場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 4 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること
- 5 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 6 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林 面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 7 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
- 8 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

## ⑤ 造林方法が天然更新の場合の造林に係る森林の状況報告

伐採後の造林に係る森林の状況報告書

造林の期間の末日から 30 日以内であり、適正。

令和10年7月10日

○○市長 殿

住 所 ○○市○○町1-2-3 報告者 氏名 森林 太郎

令和5年10月1日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

複数地番にまたがる場合は、該当する 全ての地番を記載する。

○○市 △△町 大字○○ 字△△ 地番1234-1番地、1234-2番地

2 伐採後の造林の実施状況

	AJK (V <sup>V</sup> ) ZEYN <sup>V</sup> ) <del>V</del> MEW (V ) L								
	造林の	造林の	造林	樹種別の	樹種別の	作 業	鳥獣害		
	方 法	期間	樹種	造林面積	造林本数	委託先	対 策		
人工造林	_	_	_	_	_	_	-		
<b>工</b>	だう芽更 天然更新 新、天然 下種更新	令和5年 12月21日 ∼	クヌギ	2. 20ha	7,000本		防護柵の		
入然文材		令和10年 6月18日	その他 広葉樹	1. 10ha	別添の とおり		設置		

3 備考 複数の樹種ごとに

複数の樹種を造林した場合は、樹 種ごとに記載されているか。

#### 注意事項

- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 3 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による 場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 4 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 5 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 6 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 7 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
- 8 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

#### (別添の例1)

造林地の写真 (撮影日:令和〇年〇月〇日)

> 造林地全体の遠景 (数枚)

更新樹種の生育状況(高さ や成立本数)がわかる近景 (代表的な更新樹種がわ かる近接写真を含む) (数枚)

#### (別添の例2)

更新状況チェックリスト (確認日:令和〇年〇月〇日)

- ☑ 更新樹種の稚樹の樹高が周囲の競合植物の草丈を十分上回っている。
- ☑ 更新樹種の稚樹の本数が半径○mの円内 に○本以上生育している。
- ☑ 伐採跡地が全体的に更新されている。

# 7 伐採及び集材に係るチェックリスト等の様式例

① 伐採及び集材に係るチェックリスト (例)	左	
伐採する者:	年	月
<del>                                      </del>		
		1
チェック項目		確認
<ul> <li>(1) 伐採の方法及び区域の設定</li> <li>①森林所有者に対し再造林の必要性を説明しその実施に向けた意識向上ともに、伐採と造林の一貫作業の導入など作業効率の向上に努める。</li> <li>②林地や生物多様性の保全に配慮した伐採方法を採用する。</li> <li>③伐採する区域の明確化を行う。</li> <li>④林地や生物多様性の保全に配慮し、保護樹帯や保残木を設定するととれらに架線や集材路を通過させる場合は影響範囲を最小限にする。</li> <li>⑤伐採が大面積にならないよう、伐採区域の複数分割、帯状・群状伐採り、伐採を空間的・時間的に分散させる。</li> </ul>	もに、そ	
(2) 林地保全に配慮した集材路 <sup>注1)</sup> ・土場の配置・作設 ①集材路・土場の作設によって土砂の流出・崩壊が発生しないよう集材 用機械を選定し、集材路・土場の配置を必要最小限にする。 ②地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。また、集設等により林地の崩壊を引き起こすおそれがある場合等の伐採・搬出(集材とする。 ③土場の作設では法面を丸太組みで支える等の対策を講じる。 ④現場の状況に応じて、集材路・土場の配置に係る計画の変更を行う。 ⑤本が設め線形は、極力等高線に合わせる。 ⑥ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑥ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑥人アピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑥大とシカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑥大とシカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑥大とシカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑥大とシカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑥大とシカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑥大とシカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑥大とシカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑥大経現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やたおりに接続のよりに表していまます。 ⑥大経のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由とし、隣接地の森林所有者等と調整を行う。 ⑥、森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道を作設する場合は、その面にを超えていない。 注1)集材路:立木の伐採、搬出等のために株業機械等が一時的に走行することを目的、する仮施設(道)(森林整備のために継続的に用いる道は森林作業道として集材路と区注2)「森林作業道作設指針の制定について」(平成22年11月17日付け林整整第656年16通知)	材路 が が な な な な な な な な な な な な な	
(3) 人家、道路、取水口周辺等での配慮 ①集材路・土場の作設時には保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。 家、道路等の重要な保全対象が下にある場合には、その直上では集材 を作設しない。 ②水道の取水口の周辺では集材路・土場を作設しない。	• •	

(4) 生物多様性と景観への配慮 ①希少な野生生物の生息・生育を知った場合には、線形及び作業の時期の変更等 の対策を講じる。 ②集落、道路等からの景観に配慮した集材路・土場の配置とする。	
(5) 切土・盛土     ①集材路の幅及び土場の広さは作業の安全を確保できる必要最小限とする。 ②切土高を極力低く抑える。盛土はしっかり絞め固め、必要な場合には、丸太組み工等を活用する。     ③残土が発生した場合には、渓流沿いを避け、地盤が安定した箇所に置き、必要に応じて、丸太組み工等の対策を講じる。	
(6)路面の保護と排水の処理 ①雨水による路面の洗堀・崩壊を避けるための対策を講じる。 ②路面の排水は、侵食されにくい箇所でこまめに行う。崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるための対策を講じる。	
(7) 渓流横断箇所の処理 ①渓流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工、維持管理する。暗渠を用いる場合は、詰まりが生じないような対策を講じる。洗い越しとする場合は、横断箇所で集材路の路面を一段下げる。 ②洗い越しは、大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、必要に応じて撤去する。	
<ul> <li>(8)作業実行上の配慮</li> <li>①集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、土砂の流出を防止するため、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。</li> <li>②降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する。</li> <li>③伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意をはらう。</li> <li>④伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。造林事業者が決まっている場合には、現場の後処理等の調整をする。</li> <li>⑤枝条等が渓流に流出しないように対策を講じる。</li> <li>⑥天然更新を予定している区域では、枝条等が天然更新の妨げとならないように留意する。</li> </ul>	
(9)事業実施後の整理 ①技条等は木質バイオマス資材等への有効利用を検討するとともに、枝条等を伐採現場に残す場合は、渓流に流れ出たり、林地崩壊を誘発したりすることがないように、適切な場所に整理する。 ②集材路・土場は植栽等により植生の回復を促す。また、溝切り等の排水処置を行う。 ③伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理、撤去する。 ④伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条等の整理の状況を造林の権限を有する森林所有者等と確認し、必要な措置を講じる。	

## ② 搬出計画図 (例)

